

文部科学省共済組合九州大学支部出納職員指定規程

平成16年度九大規程第62号

施行：平成16年4月1日

最終改正：令和4年3月31日

(令和3年度九大規程第167号)

第1条 国家公務員共済組合法施行規則第18条の3の規定による文部科学省共済組合九州大学支部（以下「九州大学支部」という。）における出納職員の指定については、この規程の定めるところによる。

第2条 九州大学支部に、次の各号に掲げる出納職員を置く。

- (1) 出納役
- (2) 代理出納役
- (3) 出納主任
- (4) 代理出納主任

第3条 出納職員として指定する職及びその事務の範囲は、別表のとおりとする。

第4条 出納役又は出納主任として指定する職にある者が、長期の病欠・出張等のため不在となった場合は、代理出納役又は代理出納主任は、その事務を代理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第123号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第83号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第124号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第167号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

出納役として指定する官職	代理出納役として指定する官職	事務の範囲
人事部長	人事部人事企画課長	九州大学支部における取引命令に関する事務

出納主任として指定する官職	代理出納主任として指定する官職	事務の範囲
人事部人事給与課長	人事部人事企画課長	出納役の出納命令に基づく業務の執行並びに資産の保管及び帳簿その他証ひよう書類の保

	存に関する事務	
--	---------	--